

宮城県里親等認定基準

1 里親制度の趣旨

家庭での養育に欠ける児童等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解を持った家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図る。

2 里親等の種類

(1) 養育里親

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を養育することを希望し、かつ、別紙1「養育里親」欄に定める要件を満たす者のうち、養育里親名簿に登録された者

(2) 親族里親

要保護児童の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）及びその配偶者である親族であって、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望し、かつ、別紙1「親族里親」欄に定める要件を満たす者のうち、知事が児童を委託する者として適当と認める者

(3) 養子縁組里親

要保護児童を養育すること及び養子縁組によって養親となることを希望し、かつ、別紙1「養子縁組里親」欄に定める要件を満たす者のうち、養子縁組里親名簿に登録された者

(4) 専門里親

別紙1「専門里親」欄に定める要件を満たす養育里親であって、次のいずれかに該当する要保護児童のうち、知事がその養育に関し特に支援が必要と認めた者を養育する者として養育里親名簿に登録された者

ア 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第二条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童

イ 非行等の問題を有する児童

ウ 身体障害、知的障害又は精神障害がある児童

3 欠格事由

本人又はその同居人が次のいずれかに該当する者は、里親となることができない。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

4 認定基準

(1) 本県の里親の認定に当たっては、原則として別紙1の基準による。

(2) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の31第1項第4号の規定によるファミリーホームの養育者の認定に当たっては、原則として別紙2の基準による。

(3) 本県の里親の更新に当たっては、認定の基準に準ずる。また、養育里親及び養子縁組里親に限っては、原則として宮城県所管の里親等の支援を行う里親支援センターが実施する里親研修を毎年度1回以上受講していること。（ただし、令和7年度以前の受講歴は問わない。）

別紙 1

	養育里親	親族里親	養子縁組里親	専門里親
1 基本要件	(1) 心身ともに健全であること。(注釈1) (2) 要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに要保護児童に対する豊かな愛情を有していること。 (3) 経済的に困窮していないこと(要保護児童の親族である場合を除く。) (4) 欠格事由に該当しないこと。 (5) 養育里親研修を修了したこと。 (6) 里親制度について十分な理解が得られていること。	養育里親の基準に準ずる。ただし(3)、(5)を除く。	養育里親の基準に準ずる。 ただし(5)において「養育里親研修」を「養子縁組里親研修」に読み替える。	養育里親の基準に準ずる。
2 里父母の年齢	65歳以下であること。(注釈2)	—	養育里親の基準に準ずる。 特別養子縁組里親に限り、25歳以上であること。 ただし、夫婦の一方が25歳に達していない場合は、そのものが20歳に達しているときはこの限りではない。(注釈3)	養育里親の基準に準ずる。
3 所得水準	世帯の収入が、生活保護制度における生活扶助基準額の1.5倍以上であることとし、かつ、これに影響を及ぼすような借入返済がないこと。	当該児童を養育する場合、当該親族が経済的に困窮し、生計を維持することが困難となる状況にあること。(注釈4)	養育里親の基準に準ずる。	同左
4 里父母以外の同居の家族の状況	(1) 同居人の中に長期的に介護を要する者がいないこと。ただし、介護が委託された児童の養育に影響を及ぼさない場合を除く。 (2) 同居人は1基本要件(2)(4)(6)に準ずる。	—	養育里親の基準に準ずる。	同左
5 住宅の広さ等	居室が2室10畳以上で家族構成員との関係で適切な広さを有し、児童の養育上適切なものであること。	—	養育里親の基準に準ずる。	同左

6 その他	里親希望者又はその同居人が暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号、第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないこと。	同左	同左	1 次のいずれかの要件を満たす者 (1) 養育里親の名簿に登録されている者であつて、養育里親として3年以上の委託児童の養育経験を有するものであること。 (2) 3年以上児童福祉事業に従事した者であつて、知事が適当と認めた者であること。 (3) 知事が、(1)及び(2)に該当する者と同等以上の能力を有すると認定した者であること。 2 専門里親研修の課程を修了したこと。 3 委託児童の養育に専念できること。 4 同左
-------	--------------------------------------------------------------	----	----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注釈1) 「心身ともに健全であること」とは児童の養育に必要な健全さであり、障害や疾病を有していても、長期入院をするような状態にはないなど、児童の養育に差し支えがなく、委託を受けた児童を18歳まで健全に養育できる見込みであれば、この要件を満たす。

(ただし専門里親においては「18歳」を「期間の終了時」と読み替える。)

(注釈2) 更新の場合においては、5年以内に一時保護委託、レスパイト・ケアを含む委託を受けた実績があるときはこの限りではない。

(注釈3) 特別養子縁組の成立が民法第817条の3の規定により夫婦共同縁組（婚姻している者）に限られ、かつ、民法第817条の4の規定により年齢の下限が設けられているもの。

(注釈4) 「経済的に困窮し、生計を維持することが困難となってしまう状況」については、里親希望者の世帯の最も収入額が高い者の所得額が、目安として児童扶養手当の扶養義務者の所得制限限度額を下回っていることを目安としつつ、その他借金等の状況を確認すること。

別紙2

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）養育者認定基準

- (1) ファミリーホームの常勤（1日6時間以上かつ月20日以上勤務）の補助者として3年以上委託児童と同居した養育経験を有し、かつ、当該ファミリーホームの養育者からの推薦が得られていること。
- (2) 養育里親研修を修了したこと。